

3 月 4 日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案第 2 号並びに議案第 4 号から議案第 6 号、議案第 10 号、議案第 16 号、議案第 25 号の 7 議案につきまして、3 月 12 日開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです

議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 6 年 4 月 1 日から施行で、電磁的記録を添えて議長へ提出とありますが、すでに湖南省はタブレットで行っているところです。また、監査委員は会計監査委員に対し報告を求めることができますとありますが、監査委員の方は月 1 回、会計監査委員に対して、意見を求めていますので、この 2 つについては改めて何かするということがないという解釈でよいかという質疑に対し、地方自治法の一部を改正する法律につきましては、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化に関する事項と、会計年度任用職員に対する勤務手当の支給に関する事項並びに公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項が改正されたのですが、これがもともとある条文に加わったことよっての条ずれが起こっておりますので、私どもの方で所管しております監査委員条例並びに水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の内容については、変わることなく、単に条ずれに合わせるという形でございますとの答弁でした。

議案第 4 号 湖南省職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務省のマニュアルに沿って、湖南省もそれに準じてこの基準を設けるという解釈でよいのかという質疑に対し、その通りですとの答弁でした。それに相応する人員が何人いるのか、金額的には年間でどれくらい上がるのかとの質疑に対して、令和 6 年度の対象者は、291 名ですが、そのなかで任用期間が 6 か月以上、週 15.5 時間以上勤務の方、金額的には予算上、約 7,360 万円ですとの答弁でした。

議案第 5 号 湖南省市長の給料月額の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

条例は令和 5 年 6 月に制定されたもので、廃止することは理解しますが、これ自体は令和 5 年 12 月までの給料の減額をする条例で、3 月議会定例会までに臨時議会があったにもかかわらず、廃止の条例が出なかったのかという質疑に対し、給与減額等の特例に関しましては、そういった事案が発生したときに、新たに上程をさせていただきまして、その期間についてはその条例の付則の中に、期間をうたい込んでおりました。期間が終了すればその効

力はなくなるわけですが、前回令和 5 年 6 月に上程させていただきましたときには、その前に設定をして付則で期間が終了しているものについても改正をするということで廃止手続きをさせていただきましたところ、それは、その都度その都度対応すべきという意見をいただいたことから、今回上程に至ったとの答弁でした。

議案第 6 号 湖南省文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
質疑はありませんでした。

議案第 10 号 湖南省消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
質疑はありませんでした。

議案第 16 号 工事に関する変更協定の締結について

当初の工法の見直しによって約 2 億 9000 万円から約 2 億 2000 万円に大きく変更、減額になったとのことですが、その一番大きな工法の見直しはどのようなところにあったのかという質疑に対し、主要機械はクレーン車、橋桁を切断する機械、橋桁を載せる台車がありますが、工法の変更に伴い、この台車の台数を変更して減額をさせていただいたとの答弁でした。
この工法の見直しについては市が主導されたのか NEXCO 西日本が主導されたのかとの質疑に対し、NEXCO 西日本がされたとの答弁でした。

議案第 25 号 財産の処分について

高松公園跡地については、活用の方針を検討して、市財産の有効活用等、財源確保、民間企業へ売却するという方向性を決定されたというふうに認識した中で、取得する業者についての詳細な情報を提供して欲しいとの質疑に対し、最優先交渉権者となったフクシマガリレイ（株）は、昭和 26 年 12 月 8 日に設立され、資本金 27 億 6000 万円、従業員数 2,388 名、会社連結の売上高は 2023 年の 3 月期で 1049 億 9600 万円。連結の経常利益は 122 億 9200 万円。日本国内の本社支店、営業所、工場は 77 拠点で、海外には 11 カ国 12 拠点を持っておられます。事業内容は業務用の冷凍冷蔵庫等を製造されている企業ですとの答弁でした。

売却価格 20 億円を予算上、財政調整基金に 16 億円積み立て、残りの 4 億円は公共施設の基金へ積み立てて、今後の施設整備に充てるということですが、財政調整基金に積み立てるお金を今後市としてどのように有効活用するのかとの質疑に対し、財政調整基金に積ませていただいた 16 億円は契約上、買戻し特約を付けています。提案された内容が履行されない場合や転売防止の役割で特約を付けています。提案通り履行されない場合に

については、この16億円を活用して買い戻しをするということになります。操業が開始されたら、その時々課題であったり、将来の扶助費の増加等、支出が見込まれる部分等に財源活用していきたいとの答弁でした。一方、公共公益施設の基金に積ませていただいた4億円については、高松公園は都市公園でもあり、社会体育施設でもありましたので、湖南市の他にある、社会体育施設や公園等の施設整備に活用していきたいとの答弁でした。

市として、跡地を処分するにあたり、業者選定するにあたっては最も注意を払って、業者選定に対する提案書を求めたとありますが、そのあたりについて、説明をいただきたいとの質疑に対し、重きを置いた部分については、会社の経営状況、事業内容、雇用に関すること、周辺環境への影響に関すること、市内業者であるのか、また、価格の点と、大きくはこの項目で採点をしていますとの答弁でした。

提案型を採点・評価するにあたっては、いかにこの跡地が湖南市に大きなメリットをもたらすかということが非常に大事なキーポイントだったということですが、既存の事業所との連携についてはとの質疑に対し、湖南工業団地には団地協会という一定の組織があり、今後そちらの方から勧誘であったり、そういった形の中で協力体制が築かれていくのではとの答弁でした。

グラウンドの横には道路が通っていますが、道路付け替えの申請があったときにはそれなりの対応ができるのかという質疑に対し、道路の下にインフラがたくさん入っているということで、道路の付け替えをするのに多額の経費が必要になるので、現状のままで売り払うとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。議案第25号以外の議案に関しては討論がありませんでした。

討論については次のとおりです。

議案第25号 財産の処分について

反対討論：高松公園および市民グラウンドの廃止については反対です。施設の老朽化に対して市が維持管理を怠った結果として使い勝手が悪くなり、利用者・稼働率が減少した経過があります。市内には都市公園を含む大小200以上の公園がありますが、スポーツ振興や健康維持、防災や環境面においても公園の果たすべき役割を市に責任を持って再認識してもらうためにも反対とします。

賛成討論：総務常任委員会としては、法・手順に問題がなかったかを審議するもので、自然公園や都市公園などの比較等をするものではありません。売却先についても、今後も雇用や税収なども見込める企業でもありますので、賛成します。

質疑・討論等の結果、議案第2号並びに議案第4号から議案第6号、議案第10号、議案第16号については全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。また、議案第25号については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。